

【税制改正2】 個人住民税の公的年金からの特別徴収が始まります

公的年金受給者の納税の便宜や市区町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税を公的年金から天引きする「特別徴収制度」が始まります。

対象者 個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払いを受けた方で、当該年度の4月1日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方です。ただし、次の場合は、特別徴収の対象となりません。

- 老齢基礎年金等の年額が18万円未満の場合
- 当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える場合

特別徴収する税額 公的年金等に係る所得分の所得割額及び均等割額が対象となります。なお、公的年金等以外の所得がある場合、当該所得に係る税額は、別途、納付書等で納付(普通徴収)していただくことになります。

対象となる年金 老齢基礎年金等です。

実施時期 平成21年10月支給の年金からです。

【税制改正3】 証券税制が見直されました

株式等譲渡所得割及び配当割に係る軽減税率が特例措置を設けたうえで廃止となります。

平成20年12月31日まで	平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	平成23年1月1日から
個人住民税 3% 所得税 7% (軽減税率)	個人住民税 5% 所得税 15% 《特例措置あり》	個人住民税 5% 所得税 15%

《特例措置》

- 株式等譲渡所得の金額のうち500万円以下、配当所得の金額のうち100万円以下については、軽減税率(個人住民税は3%、所得税は7%)を適用
- 平成22年度以後の個人住民税において、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の仕組みを導入

障害者控除対象者認定制度について

介護保険で要介護の認定を受けた65歳以上の高齢者を対象に、所得税や個人住民税で障害者控除の対象者として認定される場合があります。

この障害者控除の適用を受けるためには、福祉課へ申請し「障害者控除対象者認定書」の交付を受ける必要があります。なお、障害者控除対象者認定書の申請は毎年必要となります。

対象者 要介護認定1～5を受けている方で、当該年12月31日現在において、65歳以上の方

認定基準日 障害者控除の適用を受ける年の12月31日における設定状況(詳しい設定基準は下図を参照してください)

申請方法 障害者控除対象者認定申請書を福祉課へ提出し、認定書の交付を受けます。申請には、対象者の介護保険認定者証と申請者の印鑑が必要です。(申請書は福祉課にあります)

※身体障害者手帳などをお持ちの方は、申請の必要はありません。

区分	認定区分	認定基準
特別障害者に準ずる方	(1) 重度障害者(1級、2級)に準ずる方	要介護4以上に認定されており、かつ、主治医意見書などに記載されている障害自立度がB以上の方。
	(2) 知的障害者(重度)に準ずる方	要介護4以上に認定されており、かつ、主治医意見書などに記載されている認知自立度がⅢ以上の方。
	(3) 寝たきり高齢者	要介護4以上に認定されており、かつ、主治医意見書などに記載されている障害自立度がB2以上の方で介助を要する状態が6ヵ月以上継続している方。
普通障害者に準ずる方	(1) 身体障害者(3級～6級)に準ずる方	要介護などに認定されており、かつ、主治医意見書などに記載されている障害自立度がA以上の方。ただし、特別障害者に準ずる方を除きます。
	(2) 知的障害者(中度、軽度)に準ずる方	要介護などに認定されており、かつ、主治医意見書などに記載されている認知自立度がⅡ以上の方。ただし、特別障害者に準ずる方を除きます。

問合先 個人住民税に関すること 税務課 市民税担当
 所得税に関すること 大月税務署個人課税部門 ☎(22)3153
 障害者控除対象者認定申請書に関すること 福祉課 地域福祉担当 ☎(46)5112